平成２４年（フ）第４３７４号
大阪府摂津市正雀２丁目13番31号
債務者　鶴島建機大阪株式会社
代表者代表取締役　中口　辰雄
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　晃弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７号
和歌山県田辺市龍神村西140番地の１
債務者　龍神住宅株式会社
代表者代表取締役　栗原　秀嘉
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　政和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前10時
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２９０号
大分県国東市武蔵町古市620番地
債務者　神田メディカル合同会社
代表者代表社員　神田セツ子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺崎　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午後４時20分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１８号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第12地割字柾内180番地１　大槌町大槌第７仮設団地９－５、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町須賀町５番３号
債務者　三浦　勇一
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧上　　明
4　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９号
岩手県遠野市土淵町栃内１地割84番地３
債務者　佐々木武司
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧上　　明
4　破産債権の届出期間　平成24年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第４４３１号
大阪府吹田市千里丘下25番10号
債務者　小宮山勢二
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３５号
大阪府高槻市別所本町50番１―607号
債務者　塩山　博一
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家郷　資大
4　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４５５号
大阪市東淀川区東淡路４丁目10番２号　サンメゾン大山201号
債務者　井上　　良
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　晃弘
4　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２号
愛媛県松山市下伊台町1201番地39
債務者　伊藤　文一
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９０号
福島県郡山市新屋敷１丁目91番地
債務者　青木　裕一
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　涼子
4　破産債権の届出期間　平成24年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
群馬県高崎市菅谷町20番地362
債務者　阿部　俊一
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　哲哉
4　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第９７２号
京都市西京区川島尻堀町41番地の８
債務者　坪井　琢二
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　幸裕
4　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
青森県東津軽郡平内町大字薬師野字川添３番地３
債務者　中新田　徹
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井戸川亮一
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９号
熊本県阿蘇市黒川302番地
債務者　吉良　　猛
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
4　破産債権の届出期間　平成24年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第１４３５号
愛知県知多郡南知多町大字片名字郷中27番地
債務者　マルコ水産こと　磯部　勝夫
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　郁
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部